

令和 2 年松前町条例第17号

松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和 2 年 5 月18日

松前町長 岡 本 靖

松前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
松前町後期高齢者医療に関する条例（平成20年松前町条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 第 2 条 省略 <u>（町において行う事務の特例）</u> <u>第 3 条 町は、第 2 条に規定する事務のほか、広域連合条例附則第</u> <u>5 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付の事務</u> <u>を行うものとする。</u>	附 則 第 2 条 省略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。